

2024年10月から

2歳児クラスの 障害児通所支援利用者負担額 全額公費負担が始まります

青森市
独自

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、
障害児通所支援を利用する2歳児クラスの
全ての子どもの利用者負担額を全額公費負担します。

対象者

青森市から障害児通所給付または特例障害児通所給付の
支給決定を受けている2歳児クラスの全ての子ども

対象となる 障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

その他

- ・2歳児クラスの利用者負担額の公費負担を受けるにあたり、手続きが必要な場合があります。

手続き不要

生活保護受給世帯
市町村民税非課税世帯
第3子以降軽減対象者等

手続き必要

市町村民税課税世帯
(第3子以降軽減対象者を除く)

- ・利用者負担額以外の費用(教材費やおやつ代等)は、これまでどおり保護者負担となります。
- ・3歳から5歳児クラスの利用者負担額は、国の制度により、既に公費負担となっています。

【お問合せ先】青森市 福祉部 障がい者支援課 障がい福祉チーム

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 TEL:017-734-5327 FAX:017-734-5329